

## 教育実習の申請手続き

福井市教育委員会学校教育課

### <教育実習生に係る留意事項>

#### 1 教育実習生の資質について

- (1) 将来、教職に従事する強固な意志を有する者であること。
- (2) 実習生は、実習時に教職並びに教科等の取得単位数が、各々の免許状取得に必要な総単位数の1/2に達していること。
- (3) 実習生は、心身とも健康な者であること。また次のような条件に該当し、麻しんの免疫を持つ者であること。
  - ア 過去に麻しん（はしか）にかかった者
  - イ ワクチン接種を受けた者
  - ウ 抗体検査の結果、抗体をもつと判定された者

#### 2 実習校決定までに行う手続きについて

- (1) 実習生は、所属大学長から実習を希望する小・中学校への実習依頼を持って、あらかじめ実習校長の内諾を得る。
- (2) 実習生は、内諾に伴い、実習校長の内諾書および手続きを記した本書類を受け取る（内諾書は、あらかじめ内諾する旨の文書を大学側で作成し、それに実習校長の捺印を受けたものでもよい）。
- (3) 実習生は、所属大学長に内諾書（原本）と本書類を提出する。

### <大学長による教育実習承認申請>

大学長は、福井市教育委員会教育長あて、実習予定日から4週間以上の猶予をもって申請手続きを行う。承認手続きにあたり、次のものを送付する。

#### ①教育実習承認申請書 ※次の事項を記載する

- ア 実習生の氏名、性別、学年、年齢
- イ 実習を行う小・中学校名、担当教科名
- ウ 実習を行う期間
- エ 実習生の連絡先、電話番号等
- オ 大学における教育実習に係る連絡先

#### ②内諾書写しまたは申請書の中に内諾済の旨書き添えたもの

#### ③麻しんに対する免疫が確認できる書類写し又は申請書の中に確認済の旨を書き添えたもの

#### ④返信用封筒（切手貼付）1通

なお、教育実習の日程が変更した場合は、その都度承認申請を行う。

### <福井市教育委員会による承認>

福井市教育委員会は、実習承認申請書、実習内諾書、麻しんに対する免疫が確認できる書類その他記載事項を確認の上、実習承認書に関係大学長あて送付する。

平成20年9月19日一部改正(麻しん対策追加)

令和2年9月11日一部改正(実習日程変更時の記載追加)

令和7年4月1日一部改正(本書類に関する記載追加等)

〒910-851

福井県福井市大手3丁目10番1号

福井市教育委員会事務局学校教育課

Tel:0776-20-5350

Fax:0776-20-5344